

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	大同特殊鋼株式会社
施設名称	最終処分場
設置場所	愛知県東海市元浜 61 番地
問合せ先	大同特殊鋼株式会社 知多工場 環境室 0562-33-8591

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：2026 年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋立て無し (2008年3月31日に埋立て終了)												

ロ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「最終処分場基準省令」という。）第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：2026 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	2026年6月1日	異常なし		

ハ 最終処分場基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：2026 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況：年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	2026年6月1日	異常なし		

ニ 最終処分場基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分場基準省令第一条第二項第十号及び第十四

号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始前（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

（状況：2026 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。		1977(昭和 52)年～ 運用最終処分場のため、 測定実績なし		
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつきシス—一・二—ジクロロエチレン及びトランス—一・二—ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下		1977(昭和52)年～ 運用最終処分場のため、 測定実績なし		
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
ダイオキシン類					
<p>「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始前(周縁井戸B)

(状況: 2026年度分 公表の期限: 測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下		1977(昭和52)年～ 運用最終処分場のため、 測定実績なし		
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				

鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
ダイオキシン類					
<p>「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p>					

1977(昭和 52)年～
運用最終処分場のため、
測定実績なし

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

（状況：2026 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	上流側	2026 年 7 月 予定	2026 年 8 月 予定	
総水銀	一リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
カドミウム	一リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
鉛	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
六価クロム	一リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
砒素	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	
トリクロロエチレン	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
テトラクロロエチレン	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
ジクロロメタン	一リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
四塩化炭素	一リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき シス-一・二・ジクロロエチレン及びトランス-一・二・ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・一・一・トリクロロエタン	一リットルにつき 1 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・一・二・トリクロロエタン	一リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	〃	〃	〃	
チウラム	一リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	〃	〃	〃	

シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
ダイオキシン類		〃	〃	〃	
<p>「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後（周縁井戸B）

（状況：2026年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	下流側	2026年7月予定	2026年8月予定	
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつきシス—一・二—ジクロロエチレン及びトランス—一・二—ジクロロエチレンの合計量〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	

セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	
ダイオキシン類		〃	〃	〃	

「検出されないこと。」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（放流水）

（状況：2026年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

放流水の水質検査	基準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	C排水処理場放流口	2026年4月15日	2026年5月14日	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.005mg/L 未満
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.003mg/L 未満
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02 mg/L 未満
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1 mg/L 未満
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01 mg/L 未満
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01 mg/L 未満
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1 mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.0005 mg/L 未満

トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002 mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001 mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02 mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002 mg/L 未満
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.004 mg/L 未満
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02 mg/L 未満
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.04 mg/L 未満
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.001 mg/L 未満
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.006 mg/L 未満
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.002 mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.006 mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.003 mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02 mg/L 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01 mg/L 未満
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01 mg/L 未満
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.05 mg/L 未満
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	1 mg/L 未満
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下 (海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)	〃	〃	〃	0.4 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	1 mg/L 未満

水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下	〃	〃	〃	7.2
化学的酸素供給量	一リットルにつき九〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	2.1mg/L
浮遊物質	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	3mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.5mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.5mg/L 未満
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.025mg/L 未満
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.01mg/L 未満
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.02mg/L
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L 未満
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.1mg/L 未満
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.04mg/L 未満
大腸菌数	一ミリリットルにつき日間平均、八〇〇コロニー形成単位以下	〃	〃	〃	30 未満
窒素含有量	一リットルにつき一二〇(日間平均六〇)ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.5mg/L
燐含有量	一リットルにつき一六(日間平均八)ミリグラム以下	〃	〃	〃	0.03mg/L
ダイオキシン類		〃	〃	〃	0.12pg-TEQ/L

備 考

- 1 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

（状況：2026 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4 月	上流側	2026 年 4 月 2 日	2026 年 4 月 23 日	550	1700
5 月	〃	2026 年 5 月 7 日	2026 年 5 月 22 日	540	1900
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
1 月					
2 月					
3 月					

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（周縁井戸B）

（状況：2026年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月	下流側	2026年4月2日	2026年4月23日	960	3500
5月	〃	2026年5月7日	2026年5月22日	950	3600
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（放流水）

（状況：2026年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質 量	窒素含有 量
4月	C排水処理場最終ピット	2026年4月7日	2026年4月22日	7.4	-	1.7mg/L	3.7mg/L	0.6mg/L

5月	〃	2026年5月7日	2026年5月22日	7.6	-	1.3mg/L	2mg/L	0.5mg/L
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：2026 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年 月日	点検を行った 結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	2026 年 6 月 1 日	異常なし		